

盛岡市立下小路中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「盛岡市立下小路中学校いじめ基本方針」は、平成25年6月28日公布、同年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」ことを基本認識として、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心して安全に学校生活を送ることができることを願い、「下小路中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 本校におけるいじめの定義

「下小路中学校の生徒に対して、本校に在籍し、一定の人的関係がある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットによるものも含む）を受けたことにより、精神的、肉体的な苦痛を感じている状態」をいう。

(3) いじめの特質とは

- ① いじめは、目に見えにくいもの。
- ② いじめは、人に相談しにくいもの。
- ③ いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こりうるもの。
- ④ いじめの様態は、ひやかしからかいから犯罪にいたるものまで、多種多様であるもの。
- ⑤ いじめられる側とそれ以外のものの認識にずれがあるもの。
- ⑥ いじめられた側は一生心の傷として残るもの。
- ⑦ いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの。

(4) いじめの種類（文部科学省の分類による）

- ① 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視。
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ 通信機器（PCやスマートフォン等）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(5) いじめ克服のための盛岡市の基本理念と本校の基本的原則

盛岡市の原則

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安全で安心した学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して、学校、家庭、地域その他の関係者が連携して取り組まなければならない。



本校の原則

- ① 「未然防止」「早期発見」「早期対応」「早期解決」
- ② 「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で早期対応
- ③ 生徒の訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応
- ④ 悪いのはいじめる側であり、いじめられる側ではないのは自明の理であり、いじめの指導といじめられた側の気持ちへの寄り添いを基本とする。
- ⑤ 一部の問題とせず、学校全体で組織的に対応する。

2 いじめを未然に防止するために

基本方針 「いじめをさせない・見逃さない・許さない」 毅然とした態度で対応する
--

- (1) 「安全」と「安心」のある学校・学年・学級づくり
集団内の役割を担い、達成感や成就感を感じる体験を積んだり、温かい人間関係の中で互いに認め合ったりできる集団づくりを行う。
- (2) 「規範意識」の醸成・「自己指導能力」の育成
規範意識の醸成が「いじめは絶対許されないこと」「いじめは卑怯で恥ずべき行為であること」を意識させる前提であり、生活のルール遵守の指導を徹底する。
- (3) 「生命」「人権」を重視する指導
道徳教育の充実を図ると共に、学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の充実を図る。
- (4) 「わかる授業づくり」と「基礎・基本の定着」
授業づくりの3つの視点を実践し「わかる授業づくり」と「基礎・基本の定着」を図ることを重視し、学習に対する達成感や成就感をもたせることで、生徒の心や生活の安定を図る。
- (5) 「情報リテラシー」、「情報モラル」の育成
インターネットに関連したいじめ問題が急増していることから、生徒・保護者を対象に、通信や講演会、懇談会等とおし、積極的に情報リテラシーや情報モラルの啓発を図る。

3 いじめの早期発見のために

- (1) 校内連携体制の充実 【組織としての状況把握】
 - ・小さいいじめのサインを見逃さない
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校相談員、サポート推進員等との協力体制の確立
 - ・プロジェクト会議（いじめ防止・対策委員会）の定期開催
 - ・全職員による情報把握、情報共有
- (2) 共感的な人間関係の醸成 【生徒とのラポートの形成】
 - ・生徒の立場に立った人間味ある温かい指導
 - ・生徒一人一人との日常的なふれあいの重視
 - ・自分や仲間の良さの伝え合いと互いの存在を認め合う指導
 - ・生活記録ノートによる生徒理解
- (3) 実態調査の計画的実施 【心の状態の把握】
 - ・年間を通した計画的な「心のアンケート」の実施（教育相談週間との関連）
 - ・「いじめアンケート」の実施

4 いじめへの対応及び防止等のための校内体制

- (1) プロジェクト会議の構成員（プロジェクト会議＝いじめ防止・対策委員会）
 - ・いじめへの対応及び防止等のため、プロジェクト会議（いじめ防止・対策委員会）を設置する。
 - ・構成員は、校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、各学年長、養護教諭。
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医・専門機関担当者等の専門家にも参加を要請する。
- (2) プロジェクト会議の役割
 - ・本校で生じたいじめ問題への対応協議。
 - ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関すること、及び保護者へのいじめ防止啓発等に関すること。
 - ・いじめの兆候等についてできるだけ把握し、未然防止を図る。
- (3) 校内研修の計画・実施
 - ・教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題に関する研修や情報提供を適宜行う。

5 いじめへの対応

基本方針 「確かな初動対応が決め手」 自分だけで解決できると過信しない（抱え込まない）
--

- (1) 情報のキャッチ
 - ・ 5W（いつ、どこで、だれが、何を、なぜ） 1H（どのように）が時系列になるよう、複数の職員で確認する。
 - ・ 双方から話を聴く時は、慎重かつ注意深く、事実をつきあわせ、矛盾がないよう整理する。
- (2) 管理職への報告
 - ・ 緊急事態の意識をもち、報告を最優先で行う。
 - ・ 情報提供者への配慮を行う。
- (3) プロジェクト会議
 - ① プロジェクト会議の招集
 - ・ 校長（副校長・生徒指導主事）を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立する。
 - ・ 事実関係把握までの手順・役割分担・内容を明確にする。
 - ② 事実関係の把握
 - ・ 聞き取るべき事実、留意すべき内容の確認をする。
 - ・ 被害者、加害者、関係者を個別に同時進行で事情聴取をする。
 - ・ 聞き取り中も随時情報の交換をし、ズレや秘匿を減らし全体像を把握する。
 - ③ 対応方針の決定
 - ・ 被害者の安全と保護を最優先とし、緊急性を確認する。
 - ・ いつ、どこで、だれが、どのように対応するかを決定し、迅速な対応につとめる。
 - ④ 確かな初動対応
 - ・ 保護者に学校の動きを伝達し、可能な限り家庭訪問（学級担任、主任等）を実施する。

6 いじめの確実な解決のために

基本方針 被害者の立場に立って対応する

- (1) 被害者、同保護者に対して
 - ・ 「最後まで絶対を守る」意思表示をしっかりと行う。
 - ・ 心のケアや休憩時間等の見守りを行う。
 - ・ 解決後、保護者に経過等を定期的に報告（アフターケア）する。
- (2) 加害者、同保護者に対して
 - ・ 行為に対し、正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことを、理を尽くして冷静に説諭する。
 - ・ 被害者と認識の差があることを踏まえて対応する。
 - ・ 加害者の心にも別要因のストレス負荷がかかっているケースも多く、その点については共感的に理解し、そのストレスを軽減するよう支援する。
 - ・ 保護者には事実を伝え、協力関係を形成する。
 - ・ 相手の心の痛みを理解させ、以後の行動改善を促す。
 - ・ 解決後、しばらくは保護者に経過を定期的に連絡する。
- (3) 関係者に対して
 - ・ いじめは加害者と被害者だけの問題ではなく、傍観者によっても助長されたり抑制されたりすることについての指導を行う。
 - ・ 教育活動全体をとおして、思いやりの心や正義感を育成する。
- (4) 保護者・地域に対して
 - ・ 生徒の安心・安全につながる信頼関係を構築し、協力・連携して見守る。
 - ・ 必要に応じていじめに関する情報提供を行い、家庭及び地域での見守りを連携する。

7 他機関との連携について

- (1) スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，不登校相談員との連携
 - ・いじめの未然防止，早期発見，早期対応のため，生徒の悩みや不安等の相談。
 - ・保護者の相談やカウンセリングの実施。
 - ・外部機関とのパイプ役を担う。
- (2) 市教育委員会との連携
 - ・深刻化が心配されるいじめは，教育委員会と連携して迅速に対応する。
- (3) 医療機関・市福祉課・主任児童委員等との連携
 - ・非行，育成，養護，保健，障がいなど児童福祉が関係してくるケースについては，様々な外部機関と継続的に連携を図り，専門的な角度から総合的な判断と対応を依頼することもある。
- (4) 警察との連携
 - ・犯罪性の高いいじめは警察との連携を行う。
 - ・被害者救済，二次被害防止，再発防止のための連携を推進する。

8 重大事態への対処について

- (1) 重大事態の定義
 - ・いじめにより，本校在籍生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ・いじめにより，本校在籍生徒が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- (2) 重大事態発生時の初動
 - ・プロジェクト会議を開催し重大事態が発生したと認定した場合，速やかに盛岡市教育委員会に報告する。
 - ・生徒または保護者から重大事態発生の申し立てがあったときは，重大事態が起きたものとして対処する。
- (3) 重大事態の調査
 - ・盛岡市教育委員会の指導や支援のもと，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき対応を進める。

9 いじめ未然防止，早期発見，早期対応の年間計画

	取り組み内容	備考
1 学期	・「いじめ防止基本方針」の確認（職員，生徒，保護者等） ・プロジェクト会議の実施（毎週1回） ・「心のアンケート（記名式）」の実施と個別面談	
2 学期	・プロジェクト会議の実施（毎週1回） ・職員研修（いじめや教育相談等） ・「心のアンケート（記名式）」の実施と個別面談 ・「心とからだの健康観察」の実施と個別面談 ・「市教委いじめ実態調査」の実施と個別面談	
3 学期	・プロジェクト会議の実施（毎週1回） ・「いじめ防止基本方針」の見直し ・今年度の振り返りと成果，課題の明確化 ・新入生に関する小学校との情報交換	

10 個人情報等の取り扱い

- (1) 個人調査等の結果（原本含む）は5年間保存する。
- (2) 廃棄する場合は「秘密文書」として処理する。

11 その他

- (1) 平成30年 2月28日 一部改正
- (2) 令和 5年 4月 3日 一部改正
- (3) 令和 7年 4月24日 一部改正